

島原市監査委員公表第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和元年12月23日

島原市監査委員	徳永	清己
島原市監査委員	本多	秀樹

令和元年度

財政援助団体等監査
結果報告書

島原市監査委員

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項の規定）

2 監査の目的

市が補助金の交付をしている団体や出資団体に対し、その事業が、補助金等の目的に沿って適正にかつ効果的に行われているかなどについて実施する監査である。

3 監査の対象団体

- (1) 監査団体 社会福祉法人 島原市社会福祉協議会
- (2) 所管課 福祉保健部 福祉課

4 監査の観点

（社会福祉協議会）

- ①補助金交付申請、実績報告書等に関する手続きは適正か
- ②事業の実施は要綱等の交付要件に合致しているか
- ③補助金が対象事業以外に流用されていないか
- ④補助金に係る収支の会計経理は適正か

（福祉課）

- ①補助金の決定は要綱に適合しているか
- ②補助金の額の算定、交付時期、手続き等は適正か
- ③補助金の交付団体への指導監督は適切に行われているか

5 監査の実施内容

平成 29・30 年度の社会福祉協議会への補助金に係る出納その他の事務の執行状況について、関係書類の提出を求め、所管課職員の立ち合いのもと、団体責任者等から説明を聴取するなどして監査を実施した。

6 監査の実施期間

令和元年 10 月 21 日から令和元年 11 月 25 日まで

7 団体の概要

名 称	社会福祉法人 島原市社会福祉協議会
所 在 地	島原市霊南一丁目 17 番地
法人設立日	平成 17 年 12 月 28 日
役 員 及 び 事 務 局	(役員) 会長 1 名、副会長 1 名、理事 8 名、監事 3 名 (職員等) 事務局長 1 名、職員 6 名、嘱託職員 21 名、パート職員 35 名
設 置 目 的	島原市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。
事 業 内 容	(1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 (4) (1) から (3) のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 (5) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 (6) 共同募金事業への協力 (7) 訪問介護事業の経営 (8) 訪問入浴介護事業の経営 (9) 通所介護事業の経営 (10) 居宅介護支援事業の経営 (11) 障害福祉サービス事業の経営 (12) 島原市福祉センターの経営 (13) 島原市有明福祉センターの経営 (14) 福祉サービス利用援助事業 (15) 福祉資金貸付事業 (16) 心配ごと相談事業 (17) その他この法人の目的達成のため必要な事業

8 団体への市補助金の支出状況

補助金名称	年度別	
	平成 29 年度	平成 30 年度
島原市社会福祉協議会運営費補助金	20,493,000 円	20,493,000 円
島原市福祉センター運営費補助金	2,050,000 円	1,050,000 円

9 監査結果

補助金に係る出納その他の事務の執行状況等について、監査を行った結果、財務に関する事務の執行は適正に処理されていたが、一部において不適切な事務処理が見受けられたので以下に記述する。

(1) 社会福祉協議会に関する事項

- ① 補助金交付申請及び実績報告書（以下「補助金交付申請等」という。）に添付されている予算（決算）書について、法人全体の予算（決算）書が添付されており、補助対象経費となる人件費に係る書類の添付がないため、補助対象経費及び補助金の算定額が不明確となっていた。

補助金交付申請等にあたっては、人件費一覧表など、補助金の対象経費や算定額を明確にするための根拠資料となる書類を提出されたい。

- ② 補助金実績報告書の市への提出が遅れていた。島原市福祉団体等補助金交付要綱第 7 条に定められた期限内に提出されたい。

(2) 福祉課に関する事項

「島原市社会福祉協議会運営費補助金」について、島原市福祉団体等補助金交付要綱に基づき取扱いされていたが、「運営に要する経費で市長が認めるもの」についての対象経費の定めがない。

令和 3 年度の予算に反映されるように、要領なるものを作成していただきたい。

10 むすび

今回の監査では、書類監査及び実地監査を総括すると、補助金額には影響なかったものの、市補助金に対する補助対象経費について、社会福祉協議会及び福祉課において、統一された基準が定められておらず現在に至っていた。

市からの財政援助は、あくまでも義務的経費ではなく任意的経費であることを認識していただき、早急に両者において協議をし、基準を定めた要領なるものを作成していただきたい。

来年度で普通交付税の合併算定替の期限が切れ、市の人口流失も歯止めがかからない以上、今後、市の財政の用途は選択と集中を余儀なくされます。よって補助金の必要性を明確にした予算要求を要望いたします。

社会福祉協議会におかれては、これまで培われてきた地域福祉活動のノウハウを活かし、今後も、市と連携して住民福祉の更なる充実に努めていただきたい。